

2025

東京

JA TOKYO YOUTH

ポリシーブック

J A 東京青壮年組織協議会



■はじめに

現在の東京農業は、都市および隣接地域だけでなく中山間地域や島嶼部に至るまで多種多様な環境の中で営まれ、様々な価値を都市と住民に提供し続けていますが、その歴史は平坦なものではなかった。

昭和30年代後半から40年代にかけての都市部の人口増を背景として、政府は、市街化区域内の農地の宅地化を推進してきた。

そのような状況の中、JA都青協はJA東京グループと連携し積極的な農政活動を展開。様々な課題に直面しながらも、営農活動を継続し、東京の農地を守ってきた。

平成27年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地はついに、「宅地化すべきもの」から「身近にあるべきもの」へと大きくその位置づけを転換した。法整備においても新たな制度が措置され、営農の継続・都市農地の保全にとって大きな前進となった。

このように、国や都そして国民から広く価値を認められた一方で、近年の資材燃料価格高騰分の農畜産物価格への転嫁が進まない等の経営面に係る問題が、次世代の担い手獲得の大きな足かせとなっている。

私たちは東京農業の担い手として、引き続き、新たな制度を活用した将来に繋がる取り組みを展開していく必要がある。さらに時代の変遷に伴い東京農業の社会的な重要性が増していく中で、都青協に求められる役割も多様化しつつある。

未来の子どもたちに東京農業を残していくため、今後、都青協はどのような活動を展開していくべきなのか。

私たちは、都青協のこれまでの取組みを改めて見直し、活動の指針とすべく、ポリシーブックを作成している。

■ 基本方針

I. 組織活動に関する事項

- テーマ1 組織活動の活性化
- テーマ2 都民理解の醸成・社会的価値の向上

II. 営農活動に関する事項

- テーマ3 担い手の確保
- テーマ4 盟友の営農技術・知識の向上

III. 農政活動に関する事項

- テーマ5 都市農業振興施策の実現と制度改革に向けた運動の展開

IV. 具体的実施事項



■基本方針

東京の農業・農地は、農産物供給機能・防災機能・良好な景観の形成機能・環境保全機能・教育機能・農業理解の醸成機能など多面的機能を有しており、意欲ある農業者が地域特性を活かした多種多様な農業を展開している。

市街化区域内農地においては、特定生産緑地制度、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されたことにより農業者の選択の幅が広がり、営農の継続・都市農地の保全にとって大きな追い風となっているものの、農地の減少を食い止めるには至っていない。

また、東京都内農地の約4割を占める市街化調整区域内農地では、意欲ある農業者により大面積を耕作しうる経営体が育ちつつある。しかしながら農地法改正による農地取得に係る下限面積要件の撤廃が意欲ある農業者の成長や地域計画策定の妨げになることが懸念されている。

都青協は、今後もＪＡ東京グループと一体となった農政活動を継続して行くとともに、東京農業の担い手として未来につながる取り組みを展開していく。

組織活動を見てみると、部員の高齢化・減少の対策が急務となっている。有意義な活動の展開および情報の発信をおこない、現役部員にＪＡ青年組織をより有意義な組織と感じてもらう事で、新規部員の獲得に繋げる。

また、住宅地と隣接し大消費地を抱える東京で営農を継続していくには、行政や都民に都市農業の魅力を発信し、理解と協力を得ることが不可欠である。

営農活動に目を向けると農地継承に向けた後継者の確保、営農継続のための労働力の確保が課題となっている。また、農業経営の強化のため、農業後継者として必要な営農技術や新技術の情報取得を行うと共に、経営感覚を習得する必要がある。

さらに、持続可能な農業実現への一手として、経営環境改善のため価格転化および消費拡大を目指した活動を展開する必要がある。

農政活動においては、常に行政や議員との関連を念頭に置き、必要な農政活動を随時展開する必要がある。

これらの活動の実践にあたっては、ＪＡグループ内外の多様な組織との連携を重視していく。

以上の方針を踏まえ、我々は青壮年部盟友の一層の団結と連携のもと、組織強化に取り組むとともに、地域農業の活性化と都市農業の振興施策の実現を果たすべく活動を強化し、ここにしかない価値を強みに都市農業を盛り上げていく。



I. 組織活動に関する事項

■テーマ1：組織活動の活性化

組織活動を見てみると、部員の高齢化・減少の対策が急務となっている。有意義な活動の展開および情報の発信をおこない、現役部員にJA青年組織をより有意義な組織と感じてもらおう事で、新規部員の獲得に繋げる。

■目標

- ・有意義な活動の展開および情報の発信
- ・盟友や新規就農者等の盟友候補者への青壮年部活動の発信
- ・未加入組織の加入促進および新規盟友の獲得

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組1 有意義かつ大規模な講演会等を実施する
- 取組2 取組1の講演会等を多くの盟友に届ける
- 取組3 各地区青壮年組織の活動支援を行う
- 取組4 青壮年組織・盟友の取組みの共有や、盟友同士の情報交換の場を提供する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組5 中央会と連携し未加入組織の加入を促進する
- 取組6 他の農業団体や新規就農者や女性農業者との交流を強化する

■テーマ2：都民理解の醸成・社会的価値の向上

住宅地と隣接し大消費地を抱える東京で営農を継続していくには、都民に東京農業の理解促進とPRの機会を増やすことで、理解と協力を得ることが不可欠である。

■目標

- ・都民の東京農業の理解促進とPRの機会を増やす
- ・社会貢献活動へ積極的に取り組み、東京農業の価値の向上に繋げる

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組7 SNSや動画サイトを活用したPR活動を行う
- 取組8 食支援活動（食を通じた応援活動）に取り組む
- 取組9 食農教育活動に取り組む
- 取組10 農福連携に取り組む
- 取組11 マルシェや即売会に参加する
- 取組12 環境に配慮した都市農業経営を推進する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組13 中央会と連携し、江戸東京野菜の普及推進に取り組む
- 取組14 中央会や東京都が主催する都市農業PRイベントに参加する

Ⅱ．営農活動に関する事項

■テーマ3：担い手の確保

都市農地の減少を食い止めるために、農地継承に向けた後継者の確保、営農継続のための労働力の確保に取り組む必要がある。

■目標

- ・親の高齢化等による労働力不足への対応
- ・後継者が不在のため農地の維持が困難な経営体への対応
- ・農地法や相続税制などに対する盟友の理解促進

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

取組15 労働力の確保（雇用、援農ボランティア、インターンシップ等）に関する情報を盟友に共有する

取組16 配偶者対策事業（婚活事業）を実施する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

取組17 相続税制や生産緑地貸借制度について理解を深める場の提供

■テーマ4：盟友の営農技術・知識・健康管理意識の向上

経営の強化のため、農業後継者として必要な営農技術や新技術の情報取得を行うと共に、経営感覚を習得することに加え、営農を継続できるよう農作業事故等への備えや自らの健康管理意識を高める必要がある。

■目標

- ・最新の営農技術を積極的に導入し、品質や生産性の向上を図る
- ・行政や関係団体、企業とのつながりの強化
- ・各種農業振興施策の活用促進
- ・農作業事故等への備えや健康管理意識の向上を図る

■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

取組18 営農に関する情報をSNSや会議体を通して共有する

取組19 盟友の経営や取組事例等を共有する

取組20 農作業事故等への備えに必要なJA共済を含めた情報を共有する

取組21 健康管理に資する情報を共有する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

取組22 農水省・東京都等の各種農業振興施策の情報を共有する

取組23 都農業共済組合と連携し、収入保険への加入促進に取り組む

取組24 東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進に取り組む

取組25 各種関係団体や企業と情報共有し、最新技術の導入や連携の可能性を探る

Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

■テーマ5：都市農業振興施策の実現と制度改正に向けた運動の展開

活動の実践にあたっては、常に行政や議員との関連を念頭に置き、必要な農政活動を随時展開する必要がある。

■取組み方針

取組26 国会議員・都議会議員との意見交換会を実施する

取組27 農水省・東京都（行政）との意見交換会を実施する

取組28 JA東京グループと連携した農政活動を展開する

■都青協から要望する事項

- （１）環境に配慮した都市農業経営を推進するための助成
- （２）生活困窮世帯等へ農産物を提供する取り組みへの助成
- （３）東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進にかかる取り組みへの支援

■令和８年度 JA東京グループ 農業政策・税制改正要望（国要望）

昨年の秋から冬にかけて出荷された野菜や米の品不足と価格の高騰は、気候変動、農業者の減少、農地の減少に要因があると言われている。

５年前の令和２年３月の食料・農業・農村基本計画の情勢分析で記載されていた大規模自然災害、農業就業者数や農地面積の大幅な減少への危惧が現実のものとなっている。東京都の農業においても現状は全く同様である。

特に農地の減少は、東京都の都市環境にも変化を与えるほど減少率が激しい。東京の農業は今まさに岐路に立っている。

農業・農地は様々な機能を持っており、農家の減少は地域文化の継承に暗い影を落とし、農地の減少は都市の緑被率を減少させ、良好な都市環境を創造するために用地買収や維持管理の経費をかけて公園など人工的な緑を作らなければならなくなった。

その変化にくさびを打ち、地域住民と農業が共存し、伝統文化が生きる良好な都市環境を作り出すべきである。

そのために、都市農業振興基本法に記載があるように、東京農業に活力を与えるよう必要な法制上、財政上、税制上等の措置を早急に講じていただきたい。



Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

1 都市農業振興基本法の理念にもとづく振興施策の実施

都市農業振興基本法において示された都市農業の振興施策については、農林水産省や国土交通省をはじめ、関係各省庁が連携してその具体化に着実に取り組むこととともに、同法に定められているとおり、都市農業振興施策を実施するために必要な法制上、財政上、税制上等の措置を早急に講じること。

2 担い手への支援・都市農地保全への取り組み

都市農業を持続可能なものとするには、都市農業の担い手を確保するとともに、生産をはじめ多様な機能を発揮する農地を確保・保全する必要がある。

（１） 担い手への支援

東京に残された貴重な農地と緑を次世代に引き継いでいけるよう、調整区域内や市街化区域内の分け隔てなく、農地所有者である農業者の世帯主の事業承継へのモチベーションを高めるとともに、後継者等の就農意欲の向上や農業経営の継続について資金面、経営基盤面を含め総合的な支援を行うこと。

（２） 都市農地保全への取り組み

東京都や自治体による農地の買い取りへの財政的支援を実施するとともに、相続税を納めるために売却せざるを得ない農地を公有農地として保全できるような新たな制度の創設など、将来に向けた農地保全への取り組みを実施すること。



Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

3 都市農地制度・税制に関する事項

（１）生産緑地法の基本堅持および相続税等納税猶予制度の恒久法化
生産緑地法、相続税等納税猶予制度がこれまでの農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割は非常に大きく、今後も引き続き重要であることから生産緑地制度の基本堅持および相続税等納税猶予制度の恒久法化すること。

（２）相続税納税猶予制度における期限の設定
相続税納税猶予適用農地は終身営農が条件となっている。都市農地貸借円滑化法による都市農地の貸付けでは相続税納税猶予が継続する制度が整備されたとは言え、農地を相続する者にとって終身営農を選択することは過酷な決断である。将来への不安を感じることなく相続税納税猶予制度を選択して、農業者が次世代への農業継承を諦めずに農地を残せるように、終身ではなく最長30年程度の期限を設ける等、超高齢化社会における農業者に配慮した措置を講じること。

（３）農業用施設用地の相続税納税猶予の適用
生産緑地内に設置する農作業に必要なトイレや防災兼用農業用井戸、資材庫、倉庫、舗装した通路などの耕作に不可欠な農業用施設用地を相続税納税猶予制度の適用対象に認めること。

（４）用途地域内の建築制限の改善
生産緑地法で農産物の集出荷場や加工施設、直売所は、区市長の許可により生産緑地内で設置が可能となっているにもかかわらず、建築基準法で第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の生産緑地にはこれらの施設が建築できない。生産緑地内での効率的な営農を進めるためにも建築基準法の許可対象とすること。

（５）生産緑地を農地として売却した場合の譲渡所得税の免除等について
相続税支払い等のために売却せざる得ない生産緑地を、市民農園や農業公園を設置したい地方公共団体や、規模拡大を目指す農業者が取得しようとしても、地価の実勢価格が高額となるため、売買が成立せず、行為制限が解除されて宅地化が進んでいる。ついては、地方公共団体又は農業者が農的利用のために生産緑地を取得する場合は、売却側の譲渡所得税の特別控除額の拡大もしくは免除、購入する農業者側の不動産取得税等の税負担の軽減を図ること。

また現状では、相続が発生し相続税納付額を捻出するために農地を売却した場合、譲渡所得税が課せられている。相続が発生し、農地を売却することで相続税納付を行う場合については、当該農地を売却した場合に課せられている譲渡所得税を免除すること。

Ⅲ．農政活動に関する事項（公助）

（６）災害時に都市住民が緊急避難できる農地への支援
都市の中にある農地及び農業用井戸、農業用発電機、ビニールハウスなどの農業設備・施設は、地震などの災害時に避難場所等としての機能も有している。
都市の中に残ってきた農地を、近隣住民の緊急避難場所として明確に位置付けるには、行政との防災協力農地協定等の締結を進めるべきである。
ついては農地所有者に、農業生産に加え防災協力農地等を維持管理することを条件に管理費相当分の直接支払いによる支援を行うこと。

４ 食農教育の推進

消費者に日本農業を理解してもらうためには、子どもの時からの食農教育が大切である。学校給食に地元産農畜産物を提供する農業者が子どもたちに自らの経験を伝え、また畑での体験機会を与える取り組みは、子どもたちが大人になった時の農業への考え方に大きな影響を持つ。
このため、学校教育に食農教育を取り込むとともに、食農教育を実践するＪＡや農業者に対して必要な支援を行うこと。

５ 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）への対応

東京都の多摩地域で水道水に使われる井戸水から有機フッ素化合物の「PFAS」が高濃度で検出されている。農業者も農産物への風評被害について危惧している。国民の健康や農畜産物の安全性への影響など、随時、正確な情報提供を行うこと。

IV. 具体的実施事項

取り組み方針		事業計画
取組1	有意義かつ大規模な講演会等を実施する	通常総会、専門部会、都青協リーダーセミナーでの講演会の実施
取組2	取組1の講演会等を多くの盟友に届ける	取組1の講演会等を動画等にて配信する
取組3	各地区青壮年組織の活動支援を行う	各種助成金の支払い
取組4	青壮年組織・盟友の取組みの共有や、盟友同士の情報交換の場を提供する	組織活動実績発表大会・PR動画コンテスト・看板コンクールの開催、各種会議での活動報告、ブロック会議および組織間交流会の開催支援、J A東京グループ合同交流会の実施
取組5	中央会と連携し未加入組織の加入を促進する	未加入組織との交流
取組6	他の農業団体や新規就農者、女性農業者との交流を強化する	J A東京女性組織協議会、F&Uセミナー受講生、農業会議ネオファーマーズ、農総研修生等との意見交換会の実施
取組7	SNSや動画サイトを活用したPR活動を行う	都青協Facebookでの情報発信、都青協リレーメッセージの連載、味わいフェスタ等のイベントと連動したInstagramの活用、東京GROWNとの連携
取組8	食支援活動に取り組む	フードバンク、こども食堂等への寄付 フードバンクの情報提供による各組織での取り組み支援
取組9	食農教育活動に取り組む	空白行政区での出前授業の実施 栄養士圃場見学会の実施
取組10	農福連携に取り組む	農福連携にかかる事例や助成金に関する情報の共有、農福連携の勉強会の開催
取組11	マルシェや即売会に参加する	J A東京アグリパーク合同直売会、東京味わいフェスタ、全青協70周年記念マルシェ等でのマルシェの開催 マルシェや即売会情報の共有
取組12	環境に配慮した都市農業経営を推進する	持続可能な農業経営に関する講習会等の開催、東京都エコ農産物認証制度の活用や普及推進
取組13	中央会と連携し、江戸東京野菜の普及推進に取り組む	江戸東京野菜推進委員会との連携、各種イベントへの江戸東京野菜の提供
取組14	中央会や東京都が主催する都市農業PRイベントに参加する	東京都味わいフェスタ、東京都農業祭への参加

IV. 具体的実施事項

取り組み方針		事業計画
取組15	労働力の確保（雇用、援農ボランティア、インターンシップ等）に関する情報を盟友に共有する	各種会議体での情報共有
取組16	配偶者対策事業（婚活事業）を実施する	自分磨きセミナー(婚活イベント)の実施
取組17	相続税制や生産緑地貸借制度について理解を深める場の提供	生産緑地貸借に関する盟友の事例等の共有
取組18	営農に関する情報をSNSや会議体を通して盟友に共有する	都青協Facebookを利用した営農や助成金に関する情報等の発信、各種会議体での情報共有
取組19	盟友の経営や取組事例等を共有する	WEB圃場見学会の実施、視察研修の実施
取組20	農作業事故等への備えに必要なJ A 共済を含めた情報を共有する	各種会議体での情報共有
取組21	健康管理に資する情報を共有する	各種会議体での情報共有
取組22	農水省・東京都等の各種農業振興施策の活用を促進する	説明会の開催、盟友の事例紹介
取組23	都農業共済組合と連携し、収入保険への加入促進に取り組む	東京都収入保険推進協議会への参加
取組24	東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進に取り組む	東京都エコ農産物認証委員会に参画
取組25	各種関係団体や企業と情報共有し、最新技術の導入や連携の可能性を探る	中央会や全農東京、日本農業新聞、家の光協会、農林総合研究センター、AgVentureLab等関係団体との協業・意見交換会の実施

IV. 具体的実施事項

取り組み方針		事業計画
取組26	国会議員・都議会議員との意見交換会を実施する	一斉要請活動の実施 議員との意見交換会の実施
取組27	農水省・東京都（行政）との意見交換会を実施する	農水省や東京都、東京都農業会議等との意見交換会の実施
取組28	JA東京グループと連携した農政活動を展開する	ポリシーブック2025の作成、J A東京グループ農政対策委員会への参加





「夢・NEXT10」

我々は、次代の都市農業の担い手として農業の魅力を伝えるために、青壮年部盟友一層の団結と連携のもと、農政活動・営農活動・組織活動を中心に、地域に根ざした実践的な活動を行っていく自主的な組織である。

また、農業経営、地域貢献活動を通じて積極的に交友を広げ、情熱と協同の精神をもって、都民へ豊かな食と環境を提供し、地域農業の活性化と都市農業の振興施策の実現を果たすべく活動を強化していき、ここにしかない価値を強みに都市農業を盛り上げていく。

J A都青協60周年を迎え、組織、そして一人一人が農業者として、地域社会の一員として一層の前進を図るために、次のことに取り組む。

1. 私たちは創造力を高め、経営感覚を磨き、価値ある職業として都市農業を一層発展させる。

常に創造力を発揮し個人を高め、経営感覚を磨き、都市農業の価値・魅力を都民の方々に発信し、都市農業の発展・確立に励み、都市農業の地位を一層高めていこう。

1. 私たちは都民との「信頼し合える関係づくり」を積極的に進める。

我々は、都民が都市農業に触れ合い、理解を深めてもらえるような取り組みを行ってきた。こうした取り組みをさらに進め、都民へ都市農業・農地の必要性を訴えていこう。

1. 私たちは青壮年部活動を通じ、広い視野を持ち、人間性を高める。

様々な人達との交流を通じて我々自身の可能性を広げ、幅広い知識の習得に努めよう。そして都市農業者として、また社会人として、さらに人間性を高めていこう。

1. 私たちは農業を通じ、地域社会に貢献する。

農地は防災、環境保全など地域に役立っている。その農地・農業の多面的機能を行政・地域住民に発信し、『農と住の共生』を目指し、地域に貢献していこう。

1. 私たちは協働の精神で、明るい未来を実現する。

我々の原点である協同組合の精神を基盤として組織の強化を図り、都市農業に対する様々な期待に応え、次世代にこの環境を伝えていこう。

「夢・NEXT10」は、J A都青協の今後10年を目指した青壮年部活動の指針を定めようとの主旨で、J A都青協40周年記念「J A東京青年大会」（平成9年8月26日 日本青年館）及びJ A都青協50年史発刊記念式典（平成20年2月22日 中野サンプラザ）で決議したものです。

J A都青協60周年にあたり、これまでの活動成果を踏まえ、これからの10年間で目指していく活動指針としていままでの内容を改訂しこの「夢・NEXT10」を、J A都青協60年誌発刊記念式典（平成30年2月21日 パレスホテル立川）で決議したものです。